

**特定非営利活動法人**

**かがわ・ものづくり学校(NPOモノ・ハウス)**

**Kagawa School of Art and Crafts(NPO monohouse)**

**定 款**

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かがわ・ものづくり学校と称し略称を「NPOモノ・ハウス」という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県綾歌郡綾川町粉所西甲2060番地に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、地元香川県を拠点にした芸術文化活動の促進と新たな地域文化創造を活性化させ実現させることを目的とする。それには、「ものづくり」人間としての「者」、物質としての「物」両者の育成、研究開発を促進すること、また、市民、県民に良質の芸術文化の情報を与えられうる環境の創造、それにより心豊かな真の地域文化発展を促進することを目的とする。また主たる事業として綾川町において旧粉所小学校跡地を利用した「四国ものづくり学校（モノ・ハウス）」の運営およびそこを中心とした様々な文化事業を行う。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業。
  - ①四国ものづくり学校（モノ・ハウス）の維持運営。
  - ②芸術（美術・工芸）分野における人材の育成。
  - ③地域の特長を生かしたもの作りとデザインの研究、開発事業。
  - ④国内外作家を招いてのアーティスト・イン・レジデンス事業。
  - ⑤地元綾川町及び四国地域の各種芸術・教育活動への援助と協力。
  - ⑥芸術（美術・工芸）に関する情報の収集。
  - ⑦展覧会企画、美術作品販売。
  - ⑧各種美術工芸・デザイン制作及び地産品販売事業。

⑨各種ワークショップ、カクチャ-教室、絵画教室、講習会の開催。

⑩ギャラリー喫茶事業。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体で、この活動を積極的に推進し会の活動に対し参画できる者。

#### (入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 芸術文化及びものづくりに関心があり、公正かつ正しい判断が行える健全なる者。
  - (2) この法人の事業計画・運営等について理解し、援助できる者。
  - (3) 未成年者及び保護者を必要とする者は、その保護者の承諾を必要とする。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときには、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (脱会)

第10条 会員は、理事長が別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に脱会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第 4 章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人
  - (2) 監事 2 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

#### (選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において会員の中より選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

#### (職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現

者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務、報酬
- (7) 入会金、年会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって、返還する短期借入金を除く。50条

において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の破棄。

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### (開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときには、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

#### (定足数)

第 27 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席もしくは、委任状がなければ開会することはできない。

#### (議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員と委任状の過半をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第 29 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 項及び第 51 条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議決に加わることはで

きない。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

### 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、法人役員をもって構成する。

#### (機能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

#### (招集)

第 34 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときには、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項第 2 項の適用について理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

### (議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者にあつてはの旨を付記すること。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

### (資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関わる事業に関する資産の 1 種とする。

#### (資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に関わる事業に関する会計の 1 種類とする。

#### (事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときには、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときには、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を

し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときには、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときには、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

・附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	倉石文雄
副理事長	谷川博史
理事	井本英樹
監事	宮崎英一
同	吉川沙織

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2007 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする

正会員

(1) 入会金 20,000 円 (2) 年会費 60,000 円

賛助会員

(1) 入会金 2,000 円 (2) 年会費 5,000 円

